

「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」で 通院されている患者様へ

厚生労働省の診療報酬改定により、「特定疾患療養管理料」の対象疾患が見直されました。令和6年6月1日より、高血圧症・糖尿病・糖質異常症が除外され、新たに「生活習慣病管理Ⅱ」へ移行となります。

当院では糖尿病、高血圧症、脂質異常症が主病で通院中の患者様には、「生活習慣病管料Ⅱ」を算定し、個々に応じた目標設定や血圧、体重、食事や運動に関する具体的な指導内容や検査結果を記載した「療養計画書」を作成し、お渡しいたします。

初回のみ署名(サイン)いただきますので、何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。(療養計画書の発行頻度は、4カ月に1回)

また管理料の変更に伴い、患者様の負担金額も変更になります。

●1割の方:60円~80円、●2割の方:120円~150円、
●3割の方:190円~230円の負担が増えます。

※別途検査等を行った場合は、追加で検査代等がかかります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

医療法人 徳和会 宇佐中央内科病院 院長